

自然公園法施行規則第11条

第3項 工作物の新築、改築又は増築のうち農林漁業を営むために必要な建築物の新築、改築又は増築（前二項の規定の適用を受けるものを除く。）

基準引用関係整理表		
本文	第1項	次に掲げる地域内において行われるものでないこと。
	第2号	イ 特別保護地区、第1種特別地域又は海域公園地区
		ロ 第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、植生の復元が困難な地域等（次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。）であるもの (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
	第1項 第3号	当該建築物が主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならないものであること。
	第1項 第4号	当該建築物が山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと。
第1項 第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。	
ただし書	前項ただし書に規定する行為に該当するものについては、この限りでない。	
前項ただし書に規定する行為	既存建築物の改築等であって、第1項第5号に掲げる基準に適合するもの	
	既存建築物の改築等	既存の建築物の改築、既存の建築物の建替え若しくは災害により滅失した建築物の復旧のための新築（申請に係る建築物の規模が既存の建築物の規模を超えないもの又は既存の建築物が有していた機能を維持するためやむを得ず必要最小限の規模の拡大を行うものに限る。）又は学術研究その他公益上必要であり、かつ、申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められる建築物の新築、改築若しくは増築
	第1項 第5号	当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。